3.6　事前調査結果等の掲示

関係規程：法第18条の15第５項　／　法施行規則第16条の４、第16条の９～第16条の10　／
国マニュアル「２．２．４.⑵」、「２．２．６.⑶」、「４．６．１～４．６．３」

解体等工事の元請業者（又は自主施工者）は、解体等工事を行う際に、アスベスト含有建材の有無に関わらず、事前調査結果等を公衆の見やすい場所に掲示する必要があります。

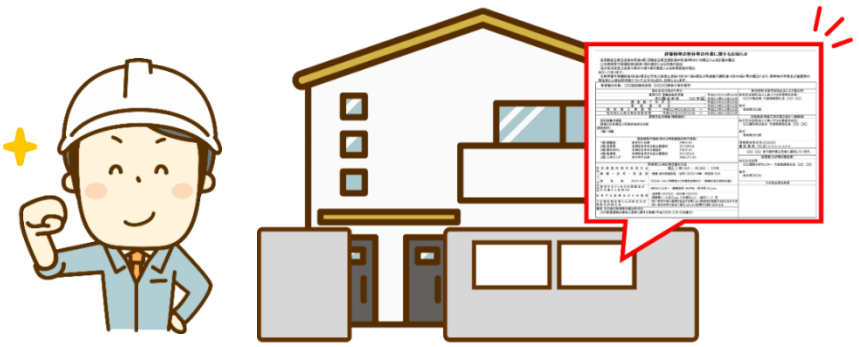

掲示時期	解体等の作業の開始から終了まで。
掲示場所	作業場に接道する敷地への入口等、公衆の見やすい場所に掲示してください。 公衆が立ち入ることのできない工事現場の奥に掲示することは不適となります。
掲示の大きさ	長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（Ａ３用紙以上の大きさ）の大きさとし、文字の大きさも公衆に見やすいよう十分に配慮してください。

掲示事項	作業対象のアスベスト含有建材のレベル※1		
	１・２	３	なし
●事前調査の結果	○	○	○
●解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	○
●事前調査を終了した年月日	○	○	○
●事前調査の方法	○	○	○
●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	○	○	
●特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	
●特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
●特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	
●特定粉じん排出等作業の方法	○	○	
●特定粉じん排出等作業実施届出書の届出年月日及び届出先	○		

※１　アスベスト含有建材のレベルに応じて、「○」のある事項について掲示が必要となります。

こんな不備が多いです！

●解体作業に着手しているのに掲示がない。または、作業が終了する前に外してしまう。
●調査した建材をすべて記載していない。●調査者資格番号などの未記載。

調査結果等の掲示（例）（レベル１～２建材に係る工事の場合）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

記載例:レベル1・2あり

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、以下のとおり、お知らせします。
なお、本工事は、以下の報告・届出を行っています。

- 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告
- 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出
- 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出

事業場の名称		札幌市役所第2庁舎解体工事
届出先及び届出年月日	札幌(中央・東)労働基準監督署	令和8年4月1日
	札幌市環境局環境対策課	令和8年4月1日
調査終了年月日		令和8年3月15日
看板表示日		令和8年4月10日
解体等工事期間		令和8年4月10日 ～ 令和8年6月30日
石綿除去(特定粉じん排出)等作業の期間		令和8年4月15日 ～ 令和8年5月10日
作業対象の石綿含有建材		■レベル1 ■レベル2 ■レベル3 □石綿含有建材なし

調査方法の概要(調査箇所)

【調査方法】■書面調査 ■現地調査 ■分析調査
【調査箇所】
建物全体(1階～4階、外壁、軒天、屋上)
ボイラー

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)
※判断根拠:①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

【石綿含有あり(みなし含む)】
・1階機械室:吹付け石綿③
・1階機械室:保温材(含有とみなし)
・エレベータシャフト:吹付け石綿③ ・軒天:けい酸カルシウム板第1種③
・1～4階 床:ビニル床タイル③ ・天井:フレキシブルボード④・外壁 仕上塗材・下地調整塗材③
・ボイラー:保温材(含有とみなし)
・ボイラー:パッキン(含有とみなし)

【石綿含有なし】
・1～4階トイレ内PS 保温材③
・ボイラー:ガスケット④⑤

石綿除去(特定粉じん排出)等作業の方法

石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		■除去 □囲い込み □封じ込め □その他
排気集じん装置	機種・型式・設置数	型式:XXX-2000、設置台数:2台、
	排気能力(m³/min)	排気能力:96m3/min
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果	HEPAフィルタ(捕集効率:99.97%、 粒子径:0.3μm)
使用する資材及びその種類		粉じん飛散抑制剤○○○○、粉じん飛散防止処理剤○○○○、床隔離用プラスチックシート(厚さ0.15mm)、その他隔離用プラスチックシート(厚さ0.10mm)等
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		仕上塗材は剥離剤併用手工具ケレン工法で除去。 ボード類は必要に応じて養生・湿潤化。 パッキンは湿潤化。

※A3サイズ以上で掲示してください。

発注者又は自主施工者

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】
株式会社市役所建築設計 代表取締役 札幌 一郎
【住所】
札幌市中央区北1条西2丁目○-○

元請業者(工事の施工者かつ調査者)

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】
株式会社市役所解体工業 代表取締役 札幌 次郎
【住所】
札幌市中央区北1条西2丁目○-○

【現場責任者氏名】 株式会社市役所解体工業 札幌 三郎
【石綿作業主任者】 株式会社市役所解体工業 札幌 四郎
【連絡場所TEL】 011-211-XXXX

調査者(事前調査・分析等の実施者)

【氏名又は名称及び住所】
①事前調査・試料採取を実施した者
・ 特定建築物石綿含有建材調査者
市役所調査株式会社 札幌 五郎 登録番号 ○○○○
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△
・ 工作物石綿事前調査者
市役所調査株式会社 大通 美咲 登録番号 ◎◎◎◎
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△

②分析を実施した者
○○講習△△コース合格認定者
市役所分析株式会社 札幌 六郎 登録番号 ◇◇◇◇
札幌市中央区北1条西2丁目□ー□

その他必要事項・条例等の届出年月日

※ 本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

調査結果等の掲示（例）（レベル３建材に係る工事の場合）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

記載例:レベル3建材のみ

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、以下のとおり、お知らせします。
なお、本工事は、以下の報告・届出を行っています。

- ■ 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告
- □ 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出 →(届出不要)
- □ 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出 →(届出不要)

事業場の名称		札幌市役所第2庁舎解体工事
届出先及び届出年月日	札幌(中央・東)労働基準監督署	
	札幌市環境局環境対策課	
調査終了年月日		令和8年3月15日
看板表示日		令和8年4月10日
解体等工事期間		令和8年4月10日 ～ 令和8年6月30日
石綿除去(特定粉じん排出)等作業の期間		令和8年4月15日 ～ 令和8年5月10日
作業対象の石綿含有建材		□レベル1 □レベル2 ■レベル3 □石綿含有建材なし

発注者又は自主施工者

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】
株式会社市役所建築設計 代表取締役 札幌 一郎

【住所】
札幌市中央区北1条西2丁目○-○

元請業者(工事の施工者かつ調査者)

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】
株式会社市役所解体工業 代表取締役 札幌 次郎

【住所】
札幌市中央区北1条西2丁目○-○

【現場責任者氏名】株式会社市役所解体工業 札幌 三郎
【石綿作業主任者】株式会社市役所解体工業 札幌 四郎
【連絡場所TEL】 011-211-XXXX

調査方法の概要(調査箇所)

【調査方法】■書面調査 ■現地調査 ■分析調査
【調査箇所】
建物全体(1階～4階、外壁、軒天、屋上)
ボイラー

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)
※判断根拠:①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

【石綿含有あり(みなし含む)】
・軒天:けい酸カルシウム板第1種③
・外壁:仕上塗材・下地調整塗材③
・1～4階 床:ビニル床タイル③
・天井:フレキシブルボード④
・ボイラー:パッキン(含有とみなし)

【石綿含有なし】
・1階機械:吹付け石綿③
・1階機械室及び1～4階トイレ内PS:保温材③
・エレベータシャフト:吹付け石綿③
・ボイラー:ガスケット④⑤

調査者(事前調査・分析等の実施者)

【氏名又は名称及び住所】
①事前調査・試料採取を実施した者
・ 特定建築物石綿含有建材調査者
市役所調査株式会社 札幌 五郎 登録番号 ○○○○
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△
・ 工作物石綿事前調査者
市役所調査株式会社 大通 美咲 登録番号 ◎◎◎◎
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△

②分析を実施した者
○○講習△△コース合格認定者
市役所分析株式会社 札幌 六郎 登録番号 ◇◇◇◇
札幌市中央区北1条西2丁目□ー□

石綿除去(特定粉じん排出)等作業の方法

石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		■除去 □囲い込み □封じ込め □その他
排気集じん装置	機種・型式・設置数	
	排気能力(㎥/min)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果	
使用する資材及びその種類		剥離剤○○○○、粉じん飛散抑制・防止処理剤○○○○、床隔離用プラスチックシート(厚さ0.15mm)、その他隔離用プラスチックシート(厚さ0.10mm)等
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		仕上塗材は剥離剤併用手工具クレン工法で除去。 ボード類は必要に応じて養生・湿潤化。 パッキンは湿潤化。

その他必要事項・条例等の届出年月日

※A3サイズ以上で掲示してください。

※ 本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。

調査結果等の掲示（例）（アスベスト建材が一切ない工事の場合）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

記載例:石綿含有建材なし

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、以下のとおり、お知らせします。
なお、本工事は、以下の報告・届出を行っています。

- ■ 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告
- □ 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出 →(届出不要)
- □ 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出 →(届出不要)

事業場の名称		札幌市役所第2庁舎解体工事
届出先及び届出年月日	札幌(中央・東)労働基準監督署	
	札幌市環境局環境対策課	
調査終了年月日		令和8年3月15日
看板表示日		令和8年4月10日
解体等工事期間		令和8年4月10日 ～ 令和8年6月30日
石綿除去(特定粉じん排出)等作業の期間		
作業対象の石綿含有建材		□レベル1 □レベル2 □レベル3 ■石綿含有建材なし

発注者又は自主施工者

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】

【住所】

元請業者(工事の施工者かつ調査者)

【氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)】
株式会社市役所解体工業 代表取締役 札幌 次郎

【住所】
札幌市中央区北1条西2丁目○-○

【現場責任者氏名】株式会社市役所解体工業 札幌 三郎
【石綿作業主任者】 ー
【連絡場所TEL】 011-211-XXXX

調査方法の概要(調査箇所)

【調査方法】■書面調査 ■現地調査 ■分析調査
【調査箇所】
建物全体(1階～4階、外壁、軒天、屋上)
ボイラー

調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)
※判断根拠:①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

【石綿含有あり(みなし含む)】

【石綿含有なし】
・1階機械室:吹付け石綿③、・1階機械室:保温材③、・外壁:仕上塗材・下地調整塗材③、
・軒天:けい酸カルシウム板第1種③、・1～4階トイレ内PS:保温材③、
・1～4階 床:ビニル床タイル③ 天井:フレキシブルボード④
・ボイラー:ガスケット④⑤
・ボイラー:パッキン④⑤

調査者(事前調査・分析等の実施者)

【氏名又は名称及び住所】
①事前調査・試料採取を実施した者
・ 特定建築物石綿含有建材調査者
市役所調査株式会社 札幌 五郎 登録番号 ○○○○
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△
・ 工作物石綿事前調査者
市役所調査株式会社 大通 美咲 登録番号 ◎◎◎◎
札幌市中央区北1条西2丁目△ー△

②分析を実施した者
○○講習△△コース合格認定者
市役所分析株式会社 札幌 六郎 登録番号 ◇◇◇◇
札幌市中央区北1条西2丁目□ー□

石綿除去(特定粉じん排出)等作業の方法

石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		□除去 □囲い込み □封じ込め □その他
集じん装置・排気	機種・型式・設置数	
	排気能力(㎥/min)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

その他必要事項・条例等の届出年月日

※A3サイズ以上で掲示してください。

※ 本様式は本マニュアル表紙のURL先からダウンロードできます。